

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 はじめに

#### (1) あいさつ

**司会者：**皆さん，こんばんは。それではただいまから裁判員経験者との意見交換会を開催いたします。

本日はお忙しいところ，また雨の中，裁判所までお越しいただきまして，どうもありがとうございます。

私は本日の司会を担当いたします大阪地方裁判所 12 刑事部の裁判官の西田眞基と申します。どうぞよろしく願います。

平成 21 年 5 月に制度が施行されて以来，大阪地裁本庁では平成 21 年 9 月に第 1 号の事件が行われて以来，昨年の末までに 370 人余りの被告人に対して裁判員裁判が行われました。その間，多くの裁判員，補充裁判員の方々に参加していただいたわけです。

ただ，この裁判員制度は非常に新しい制度でありますので，本日は皆さん方の率直な御意見を伺って，この制度のよりよい改善のために役立てたいと思いますので，耳の痛い御意見も含めまして伺いたいと思います。

#### (2) 出席している検察官，弁護士及び裁判官の紹介

**司会者：**本日は検察庁，弁護士会，裁判所からお 1 人ずつこの会に参加していただいていますので，順次，自己紹介をお願いしたいと思います。

まず検察官からどうぞ。

**難波検察官：**大阪地検公判部の検事の難波孝と申します。裁判員裁判が始まって以来，神戸，札幌，大阪と裁判員裁判に 10 件前後ぐらい関与させていただいております。こういう場は初めてでありまして，経験された一般の方々の御意見，忌憚のないものを頂戴させていただくと非常に助かると思っております。よろしく願います。

**司会者：**では弁護士会からよろしく願います。

**陳弁護士**：大阪弁護士会の陳愛です。裁判員裁判が始まってから9件裁判員裁判を担当しました。裁判員の経験者の方からお話を聞く機会というのがあまりないので、今日は参加できて感謝しています。よろしくお願いします。

**司会者**：それでは裁判官からお願いします。

**長井裁判官**：私は大阪地裁第9刑事部で裁判長をしております長井と申します。裁判員の担当となりましてから3年近く、2年半余りたちました。今日はいかがよろしくお願いいたします。

### (3) 進行方法の説明

**司会者**：それでは、まず本日の進行の大まかな予定ですけれども、皆さん方が担当された自白事件、つまり検察官が起訴した犯罪を被告人が行ったことには争いがなくて、そのことを前提にして被告人をどういう刑にするか、いわゆる量刑が問題となる事件の審理、評議、それから判決、これらについて伺いたいということがまず1つ目のテーマでございます。

それから、2つ目が守秘義務ということになります。

## 2 意見交換

### (1) 自白事件の裁判員裁判を経験した全般的な感想

**司会者**：それでは、まず自白事件の裁判員裁判を経験された全般的な感想ということで伺いたいんですけども、初めてこの裁判員裁判というものを経験されて、どういうふうな感想、あるいは印象を抱かれたか、これをざくっとしたところで伺いたいと思います。

では、どなたからでも結構ですけれども、まず1番さんからよろしくお願いします。

**裁判員経験者1**：当初、裁判所といった何か我々庶民が近寄りやすい存在で、そういう裁判長、裁判官の方が非常に厳格な人かなと思ったんですけども、入らせていただいて、いろんな議論もさせてもらったり、食事と同じ部屋で食べ

させていただいたり，非常にざっくばらんな印象を受けまして，えらい開かれた裁判所やなという感じを受けました。

**司会者：**ありがとうございました。

それでは，2番さんから大まかな感想で結構です。

**裁判員経験者2：**初めて郵便で案内が来たときには非常にどきっとしまして，まさか自分が当たるかなという感想はありまして，家族にもまさかというふうに言われまして，少々ちょっと気持ちの整理もつきにくい状態でしたけども，裁判所というのも来たことがありませんでしたので，初めて来まして，どういうところかなと，ものすごく緊張した面もちで来たんですけども，先ほどおっしゃられたんですけど，部屋に入りますと，こういう円卓のところでは，ざっくばらんに普通に裁判長の方も堅苦しくなく話ができる環境をつくっていただいていたので，話も非常にしやすいなというふうな感想を持ちました。今となつては非常にいい経験をしたなと，満足しております。

**司会者：**どうもありがとうございました。おほめの言葉をいただきましたけれども，それでは，3番さんから大まかな感想を伺いたいと思います。

**裁判員経験者3：**まず，正直に申しますと，今までは事件等は新聞で見て，マスコミの方が書かれた内容をそんなもんやと，こんな感じで受けとった人間が，2番の方がおっしゃったように，ある日突然裁判所から，え，何で私かと，まずこんな感想でした。当日まで，私みたいな営業しか経験のない，六十数年生きとった人間ですけども，全く次元の違うことすわな，裁判員，できるのかなと。どんな基準で私みたいな者を当てはったんかなと，裁判所は。まあ，端的にこんなことを感じました。当日になって，お部屋に入らせていただいて，これも2番の方おっしゃった意見と全く一緒で，もうどないしようかと，心臓が張り裂けるぐらいの気持ちで，その第一歩，部屋へ入ったんですけど，この上の部屋に入らせていただいたんですけども，自分の心配事と裏腹に，こんな失礼なこと言うたらいけないかわかりませんが，かたやお茶の自販機が置いてある，あるいは目の前にはお菓子も置いていただいております。これを見まして，

まあ、決してこびを売るつもりはございませんけども、裁判所、堅い堅いイメージばかりあった人間が、ど素人相手に、これから1週間ほどつき合うのに、素直な意見を出すために雰囲気づくりを、ある意味では、ちょっと表現悪うございますけども、ありがたいなと、それでもものすごく救われましたわ、これ本心。

もう1つ、2日目まではまともに寝られませんでした。聞くこと見ること全てが恐ろしい世界で。オーバーに言えば。それと経験したことのないことでございますでしょう。布団で横になっても寝られまへんのや。家内も心配して、お父さん、大丈夫かと言うとったけど、男として指名された以上はと、こんな思いで。ところがそういう雰囲気の中で、3日目からもさらに懇切丁寧にさせていただいてよかったなと。よかったなという不謹慎な発言もあろうかと思えますけども、私は六十数年生きてきて、こういう経験をさせていただいたということと、それと反面やっぱり怖いという部分はありましたね。当然、皆さんでお決めさせていただくんですけども、裁判長さんを中心に判決するんですけども、こんな自分がそれに加わってええんやろうかという素直な気持ちもあったのも事実でございます。

まとめなくて申しわけございません。以上でございます。

**司会者：**どうもありがとうございました。

それでは、4番さんですね、よろしく申し上げます。

**裁判員経験者4：**私も裁判所というところは一生縁がないと思って、そのほうが幸せだというぐらいの気持ちでいてたんですけども、裁判員に選ばれて、それまではテレビとか新聞とかで、そういう殺人事件とかあったときには自分なりに家族で無責任にああだこうだと言っていたんですけども、いざ選ばれて来たときには、やっぱり被害者の方と被告人の方のいろいろ立場を考えているうちに、なかなか難しいものだなとも思いましたし、私もやっぱり当時すごい緊張しまして、こんな素人が何を言ったらいいんだろうかと思ったんですけども、裁判官の方が緊張しないように、緊張しないようにもって行ってくださ

ったなど、本当にいい経験をさせてもらって、経験というか、これは被害者の方に失礼なんですけども、いろんな方の意見や考え方がわかって、さらにそれを、ああこういう考え方もあるんだなというのがわかって、勉強になったなと思いつつ終わりました。

**司会者：**どうもありがとうございました。

それでは、5番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者5：**私はもう皆さんおっしゃったことはのけて、同じような感じなんですけども、裁判官さんの導き方というんですか、その辺が非常に適切で、気づかされることもありまして、公平性をどのように保つかというようなことも気づかされて、いろんな前歴がある人を見ますと、全てが悪いように思うんですけども、事に対して裁きを入れるんだよとか、そういうような気づかされる大きな点がありまして、自分としては本当に役に立ったなあと。今までいろんな見方をしておりましたけれども、そのことに対してだけ議論するというんですか、評議するというんですか。その辺をきちんと導いていただいたなという感じがいたしております。

全般的な感想といたしましては、皆さんと同じでございます。

**司会者：**どうもありがとうございました。

皆さん、こういう経験をされたということは非常によいものというふうに捉えていただいているようでして、大変うれしく思うところですけども、雰囲気づくりというあたりの話などもありましたので、このあたりは後ほど評議のところでは話題にしたいと思っておりますので、その際にまた裁判官の評議の進行とか、そのあたりのところを伺いたいと思っております。

## (2) 自白事件の審理のあり方

### ア 冒頭陳述について

**司会者：**それでは、まず自白事件の審理、主として検察官や弁護人の主張立証のあたりについて入ってまいりたいと思っております。

まず、一番最初に起訴状が読まれまして、その後に検察官が証拠によって明らかにしようと、証明しようとする事実、いわゆる冒頭陳述というのを行って、他方、弁護人のほうは弁護人のほうで、弁護人の立場から冒頭陳述、証明しようとする事実の主張を行うわけですね。皆さんのお手元にはそれぞれ担当された事件の冒頭陳述の書面がありますけれども、具体的な証拠調べに入る前の段階のその主張ですね、双方当事者の。これについて聞かれていて、端的に言ってわかりやすかったかどうかというあたり、またその直後に証拠調べを法廷で皆さん見聞きされたわけですが、その証拠調べを見聞きする上で、その冒頭陳述で述べられた内容というのが役に立ったのかどうか。役に立ったとすればどういうふうに役に立ったのか。その冒頭陳述についてよかった点とか、悪かった点とか、何でも結構ですので、また、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。冒頭陳述という書面がございますよね。いろんなパターンが。検察官の冒頭陳述は大体1枚物というふうになっているようですけれども、いかがでしょう。

5番さん、いかがですか。

**裁判員経験者5**：検察官の方がまとめておられた陳述書があったかと思うんですけども、その内容についてはかなり練られておりますし、またそれを本人がもう認めているという内容のものであったと思うので、練られているというのは、証拠がかなりそろっておりましたので、私の担当の場合は。全く本人も認めているという観点から、その部分では問題ないというふうに感じましたですけどね。

**司会者**：どういう事件かということを検察官が立証しようとしているのかというのは大体その書面でわかるということですね。

**裁判員経験者5**：そうです、はい。

**司会者**：ほかの方はいかがですかね。その検察官の冒頭陳述もそうですが、弁護人の冒頭陳述も含めてですね。何か特に、違和感を感じたとか、あるいは詳しく過ぎた、あるいは適度であったとか、いろいろ、どんなことでも結構ですけど、

1 番さんはいかがですか。

**裁判員経験者 1**：初日ですって、午前中に抽選とかなんとかあって、午後一番、壇上に上がらせていただいて、話を聞いたんですけど、はっきり明確な、これという記憶があまり定かでないです。

**司会者**：そうですか。ほかの方はいかがですかね。例えば 4 番さんの事件で、弁護人の冒頭陳述がパワーポイントというのを利用していましたよね。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：これはどうだったですか。

**裁判員経験者 4**：わかりやすかったと思うんですけども、印象としたら、検察の方だったんですけども、とても声が大きくてはきはきしていて、本当に聞いていて、これは印象なのであれですけども、本当に悪いことをしたんですよという、何かその、ものすごく決意を込めたその言い方がこちらにもすごく伝わってくるような空気があってすごかったんですけども、すごいというか、すごいなあ、すばらしいという表現がいいのかもわかりませんが。弁護人の方は二人ともお若い方だったような印象だったんですけども、もっとう、印象ですけども、パワーポイントを使っておられるんですけども、反省しているということ強調しておられたんですけども、いま一つ、検察の方と比べて迫力がなかった印象なので、すうっと終わった印象だったかなというのはあります。それがいいかどうか、また別なんでしょうけども。

**司会者**：パワーポイントというやり方自体はわかりやすかったということですかね。

**裁判員経験者 4**：そうですね、はい。

**司会者**：その他の方は、3 番さん、あるいは 2 番さんですかね。冒頭陳述のところで何か印象に残っているようなところなどは。

**裁判員経験者 3**：素直に言うてよろしいですか。

**司会者**：どうぞ。

**裁判員経験者 3**：横に検察官の方いらっしゃるので言いにくいんですけども、私が

傷害致死で参加させていただいたときに、冒頭陳述のときに、若い検察官の女性がいらっしまったと思うんです。それと中堅ぐらいの男性の検察官の方がいて。要は言いたいことは、若いほうの女性、検察官の方がまだお慣れになっていないというか、そんなことはないと思うんですけど、若干我々素人が見ておってもちょっと表現力にしろ、時間的な中でのあれをされるにしろ、ちょっと御経験が不足だったんじゃないかなと、素人が考えるに。それが全てに支障があったとか、そんなことは言うてませんよ。ただ、そんな感じをちょっと受けたということが1つ。

それと、もう1つ、かたや弁護人の方も、私のようにお年を召した弁護人さんが1人いらっしまった。その方の言葉の端々含めて、法廷で発言する弁護人様の言葉としてはちょっと何か法廷を、よくとは言いませんけど、言葉がね、ちょっと御年配のその弁護人さんは、もうちょっと、弁護人やから、我々のイメージから見たら、しゃきんと、はっきりと、言葉を、大阪弁でもなしに、しゃきっとしてほしいわけですね。そんな感じを個人的にちょっと受けまして、一つの意見かわかりませんが、その2つぐらいです。

**司会者：**ありがとうございます。冒頭の検察官がもうちょっと冒頭陳述の述べ方があまり整理されていなかったという、経験不足という感じがあったということですね、1点がですね。

**裁判員経験者3：**はい。

**司会者：**もう1つは弁護人が冒頭陳述をする際に、もうちょっと語尾をはっきりすべきであると、そういうことですね。ありがとうございます。

2番さん、特にございますか。

**裁判員経験者2：**私の考え、ちょっと先ほどの方と逆のパターンやったんかなと思うんですけど、検察官の方のこの資料という、1枚物の資料はものすごくわかりやすい資料でして、状況についてもわかりやすい言葉を使って詳しく書かれているので、1枚で全て状況が把握できる内容であったと思っております。説明をされた検察官の方も結構堅い方だったと思うんですけども、迫力のある



語り口調でアピールをされて、非常に伝わってくることもたくさんありましたのでよかったです。

それと反対に、弁護士さんが作っていた冒頭陳述書というのが文章だけという書類でして、これは、先ほどパワーポイントが使われているという書面もあったというふうに伺ったんですけども、逆に書類ばかりでわかりにくい、伝わってくるものがほとんど私の中ではなかったです。説明された方もちょっと若い弁護士さんだったと思うんですけども、ちょっと説明も単口調でしゃべられる方でしたので、そういう伝わってくるものをあまり感じませんでして、書類も紙で、文章で書かれているだけというところがあったので、ちょっと最初のこの冒頭陳述の中で伝わってくるものの差がかなり大きかったなというイメージがあります。

**司会者：**検察官の書面は一覧性があったけれども、弁護人のものは文章式で、一覧性のあるものに比較するとややインパクトといいますか、頭に入りにくかったということなんですかね。ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

**裁判員経験者 1：**弁護人のほうは執行猶予で、検察官のほうは8年と、あまりにも求刑というか、片一方は執行猶予で、片一方は8年という重たいの、何でこんなにいきなり差が出てくるのかというのを疑問に思いました。それから、弁護人の人の話し方というか、進め方が、私が担当させていただいた、最終日、午後のところで別の裁判の傍聴をさせていただいて、その人の弁護の仕方が、ものすごくインパクトが強いんですね。こんだけ違ったら、被告人というか、弁護士によって大分ちょっと最後の判決が左右されるんちゃうかなというのは実感しましたですね。

**司会者：**最後の論告弁論の際の弁護人の意見としては執行猶予を求めるというふうな形の、そういうことですね。

**裁判員経験者 1：**執行猶予を求められるんだけども、もう少し突っ込んだ、こういうことだからこうしてくださいと、確かに心神耗弱という話もあるけれども、

もっともっと事件のその人の関係というか家族の関係，その辺を突っ込んで，裏づけをして，家族との関係が疎遠になっているから，それが背景にあるということをもっと前面にばあっと出してやっていただいたらもっと力があつたんじゃないだろうか。執行猶予というふうに言うのはいいけれども，その裏側の事情をばあっと前面に出されたほうがよかったんちゃうかなという気がします。

**司会者：**その点はまた後ほどちょっと伺いたいと思いますので。

## イ 証拠調べについて

**司会者：**では冒頭陳述に引き続いて，証拠調べ，証拠書類を供述調書とか，あるいは報告書を検察官が読み上げたと思うんですね。それから，皆さんの担当された事件では，証人尋問が行われたケース，それから全ての事件で被告人質問が行われたということなんですけれども，この証拠調べについて，調書を，証拠書類を検察官が読んだのに対して，聞いていて，例えば退屈だったとか，あるいはどんなふうに感じられたのか。それから，被告人質問とか証人尋問で簡潔にポイントをついているというふうに感じたのかとか，あるいは余計なことを聞いているなどと思われたのか。このあたりの証拠調べ，最終的な論告弁論の前の段階の，最終的に刑を決めるまでの材料として，この証人尋問や被告人質問の内容というのはわかりやすかったのかとか，そのあたりのこと，証拠調べについて伺いたいと思うんですけれども，いかがでしょうかね，どなたでも結構ですが。

1番さんの事件では，これは無理心中で，被告人の御主人の証人尋問が行われましたね。いかがだったですか。

**裁判員経験者1：**御主人も半分は私の責任ですという話もありましたので，だから証拠調べから，実際事実関係をきちっとしているわけなんですけれども，私が言いたかったのは，それに至った背景。実のお父さんは彼女が，被告人が鬱病にかかっている，自殺未遂を一回やった，そのときは御主人が出張から帰って，

横にいらしたとか、そういったことは全然聞かなかったと。今回、事件が起きて、過去にそういうことがあったということを初めて知ったとおっしゃっていましたからね。その辺の家族とのつながりが薄いというか、現代社会かもしらんけれども、その辺の背景を、事件が起きた背景をもっともっと深く、心理的な側面でも、突っ込んでいって欲しかったなという気がします。

**司会者：**それはその尋問の中でそういうところまでもうちょっと立ち入ってもらいたかったという御趣旨ですかね。

**裁判員経験者 1：**そうですね。整理何というのか。

**司会者：**公判前整理手続ですね。

**裁判員経験者 1：**その中で、私が聞いたのは、住所ですね、お父さんが来られたとかなんとかという話があるんですけども、どこに住まれてんねんと聞いたら、わからなかったですけど、なかなか。裁判所としてはその辺を突っ込んで把握していただいたほうがよかったんちゃうかなという気がします。

**司会者：**ありがとうございます。

証人尋問、あるいは被告人質問など、聞かれていかがだったですかね。その質問の内容について、もっとこんなところを聞いたらいい、当事者のその質問の仕方とか、感じられたことは、いかがでしょう。

4 番さん、いかがですか。

**裁判員経験者 4：**弁護人の方はどちらも自白で被告人の方が反省していて、全部反省していて、そここのところを中心に言っておられたんですけども、お聞きしていて、素人ながら、こういうところは気にしなくてもいいのかなというところはありますけども、でもそれはあくまでも素人としての疑問なのかなというふうに思った点は幾つかはありましたけど、事件にあまり影響ないところにひっかかっているのかなというのを感じたことは何点かはありましたけど。

**司会者：**今おっしゃったのは、ちょっと最終的に刑を決める上で、関連性が、あんまり関係ないんじゃないかなみたいなことも聞いているような質問があったということですかね。

**裁判員経験者 4**：いえ，その逆で，こちらのほうがこの点に関してはどうなのかなとかいうことがあったんですけども，こういうことは聞かなくてもいいのかなというのを逆にこちらが思ったということです。

**長井裁判官**：ちょっと質問させていただいてよろしいですか。

恐らく，私は証人尋問と被告人質問というのが裁判のハイライトだと思うんですね。皆さんも裁判というのはどんなものかということをおそらくイメージなさるときに，真っ先に思うのは証人がしゃべる証人尋問，それから被告人自身が話す被告人質問じゃないかなと思うんです。皆さんの御参加された裁判では，その証人尋問や被告人質問が引き締まったものになっていましたでしょうか。引き締まった，わかりやすい，なるほど，この証人からはこういう話が聞けるんだ。あ，被告人，そういうこと，被告人が言いたいことってそういうことなんだと，こうすっとわかる，尋問や質問になっていたんでしょうか。それとも検察官，弁護人が何を聞きたいのかわからない，いらいらするような尋問を検察官や弁護人がなさってはいなかったでしょうか，なんていうところをちょっとお聞きしたいと感じるんです。

**司会者**：長井裁判官が私の聞きたいことを聞いてもらいましたので，いかがですか。

**裁判員経験者 4**：そここのところ，よくわかりやすくて，最後に被告人の方がお話ししてくださいましたけど，それまでは弁護士の方があまり，途中でちょっと何か変な，被告人の方がちょっと変な言い方をしたときは，ぱっと，そういうときってこういうことだったんですねというふうにわかりやすく，こちらにもわかりやすく，被告人の方にも，あ，そういうことではなくて，こういうことを言いたかったんですという話がすすっといったようには思います。検察の方も，検察の方の立場で，こういうことだったんですねと，話をこちらにも，被告人の方にも話をしていかれた印象があって，わかりやすかったのはありますけど。

**陳弁護士**：先ほど，こういうことは聞かなくてよいのかなと思ったとおっしゃい

ましたけども、具体的にどういうことだったんでしょうか。

**裁判員経験者 4**：例えば、鍵を、当日現金と鍵を盗まれたときに、使われてしまったお財布は路上に捨てたけども、鍵は一旦被害者宅に行つて、また物をとつて、また何か換金して、また戻つたときに、お巡りさんらしき人が立っていて、そこに寄れずに、その鍵を路上に捨てればいいのに、何か駅の2ホームしかない駅の駅員さんに託したというのが、路上に捨てれば本当わからないですよ。わざわざ証拠になる物を残していったというか。そこと、あとは素人考えですけども、その本人が非常に反省して、再度部屋に入ったときに、合掌したと、その遺体に向かつて。合掌して、本当に悪いことをしましたって言ったんですけども、遺体は不自然に半分足がこうなつてこう、そりかえつたような感じのままだったので、そこを、本当に悪いことをしたのなら、本当にベッドに寝かせてあげて、何かするということが、そこは別に追及されずに、ただ、反省した、反省していないということになつて、そのところの話が出なかつたのと、もし私が本当に犯人であつて、本当に悪いことをしたならば、手を合わせたならば、ベッドにこうして、何かしたはずなんです。そういうことが、お話出なかつたので、何でかなと思ひました。

**陳弁護士**：その点は後で補充して裁判員の方や裁判官の方が聞いたりされましたか。

**裁判員経験者 4**：私は聞きました。

**司会者**：ほかの方、被告人質問は皆さん全ての事件で経験されているわけですけども、2番さんはいかがですかね、先ほどのような。

**裁判員経験者 2**：まず、内容からして、あまり法廷でしゃべりづらい内容のところが多くあつたので、そこについてはディスプレイで私らにしか見せられないというところは見せていただいて、公表できるところは、公表説明していただいてという流れだったんですけども、確かに内容的には致し方ないんですけども。

**司会者**：2番さんの事件は性犯罪ですね。

**裁判員経験者 2**：はい。

**司会者**：強姦致傷と強制わいせつ 2 件ですね。

**裁判員経験者 2**：その内容を説明する中で、画面を見たり、声で聞いたりというのを繰り返していくと、ちょっと話の伝わり、状況がうまく伝わってこない面がちょこちょこありまして、それも内容、強制わいせつの内容で、そこで質問していいのかなという、逆にこちらは疑問があって、なかなか質問がしにくかった面もあったので、法廷では質問せずに、評議のときに尋ねるということが比較的多かったと、今思います。

検察官の方が持ってこられた証拠は、証拠だけでしたので、そのみで全て進めていきましたので、逆にその被告人からの何かあるのかなと思ったんですけど、それはほとんどありませんでしたので、一方的な情報、意見だけで何か判断しないといけなくなるのかなという、ちょっと疑問はありました。

**司会者**：弁護人が被告人に、例えば反省しているのかとか、そういう、今後のことなどについての、要するに、刑を決める上で被告人の有利になるような事情は質問で出されてはいたわけでしょうか。

**裁判員経験者 2**：あまり出ていなかったと思います、正直な話。

**長井裁判官**：今の話は恐らく検察官のほうは、性犯罪ですので、被害者の方を直接呼んで話をさせたのではなくて、調書とそれから今おっしゃった写真とをディスプレイに映しながら調書で被害者の話を聞くと、こういう形で進められたと、こういうことなんですね。

**裁判員経験者 2**：はい。

**長井裁判官**：それに対して被告人のほうは全然話が出なかったというのは、こういうことでしょうか。被害者の方は調書では被告人にこんなことされた、こんなことされた、こんなひどいことされた、こうずっとおっしゃって、写真で再現までして訴えていらっしゃるのに対して、被告人のほうに対して、本当にそんなひどいことしたのかという、実際にはどの程度のことをしたのかという、そういう質問がなかったという御趣旨なんでしょうか。

**裁判員経験者2**：そうですね。ほとんどなかったです。私らもしていません。

**長井裁判官**：そこをちょっと弁護人のほうからもうちょっと聞かれたらよかったですんじゃないかということをお感じになられたんでしょうかね。

**裁判員経験者2**：そうですね。

**長井裁判官**：よくわかりました。ありがとうございます。

**司会者**：じゃあ、3番さんはこの証拠調べ、証人尋問やら被告人質問等々について、今振り返ってみて感じられることは何かありますか。

**裁判員経験者3**：正直に申し上げると、一つ一つの証拠に対して事実を完全に突き詰めて、それで判決に持っていくための素直な事実を出されとると、これにはすばらしいなと思いましたね、正直、検察官の方が。有無を言わせないといったらちょっと語弊がありますが、そういう悪い意味じゃなしに、事実を、完全に間違いございませんねと、こうしてますねと、びっくりするぐらい。え、ここまで聞くのかとか、ここまで公にするのかというような内容まで、具体的に言います。例えば顔面のどの部分を何発殴ったとか、我々、一般的にはおまえ、顔面殴ったやろうと、で、骨折させたやろうぐらいか思うとっただけですね、私の認識不足、知識不足かもわかりませんが、どの部分で何発殴って、どんな押し方をしたと、端的な例ですよ。それが全てにわたって、証拠固めをきっちりなさるとということについては、相手も有無を言えないぐらいにきっちり、正しく評価されているので、その部分についてはすばらしいなと単純に思いました。

**司会者**：3番さんの事件は傷害致死ですよ。

**裁判員経験者3**：そうです。

**司会者**：2人共犯の。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：今のお話で、質問がちょっと細か過ぎないかとかいうふうな印象を逆に持たれたりはしなかったですか。

**裁判員経験者3**：なかったです。

**司会者**：特になかったという御感想ですかね。

**裁判員経験者3**：事実をはっきりと徹底されるというように思います。

**司会者**：わかりました。

それでは、5番さんはいかがですかね。

**裁判員経験者5**：私の担当というか、事件のほうは防犯カメラに全部映っておりまして、それをもとに言葉も文章にして、全て映っておる内容で、あまりにも衝撃的な部分もありまして、びっくりしたというのが本当のところなんですけども。

それともう一つは、私が感じましたのは、そのときたまたま読み上げられた、検察の方でしたかね、非常に感情を込め過ぎという感覚を持ちまして、裁判官の方がもう少し淡々と表現を言ってくださいというような場面もありました。だから、なるほどと思いましたですね。

それと、ちょっと何の言葉のときだったのか、場面は忘れちゃったんですけども、被告人が検察官に対してこういうことを言いました。検察官の言うことは悪意に満ちているので答えたくないんですというて、こういうこともあるのかなと思ってびっくりいたしました。だから、どちらにも、検察の方は証拠固めをして、逃れられないようにというんですか、持っていこうとされるんでしょうけども、その言葉は悪意に満ちているよって、こういうことを言ってもいいんだなということを初めて知りました。

**司会者**：ありがとうございます。今5番さんの事件は共犯者と一緒にやった、コンビニ強盗、1つは強盗致傷で、もう1つは強盗ですよ。

**裁判員経験者5**：はい。

**司会者**：最初におっしゃったのは被害者の調書の朗読を検察官がしたんだけど、感情を込め過ぎだったということですかね。

**裁判員経験者5**：はい、そうですね。

**司会者**：そういう点で裁判長が注意をしたということですね。

もう1つは被告人の発言が、逆に検察官の被告人質問の際に聞き方が妥当で



ないというふうに思われるようなことはお感じにはなられなかったですか。

**裁判員経験者 5**：そこまでは感じなかったんですけども、本人にとっては何か不利になるような方向に導かれていると思ったんじゃないかなと思うんですけども、はっきりと言われていましたですね。

**司会者**：ここで検察官，証拠調べとか，今までのところで何かお聞きになりたいことありますか。

**難波検察官**：先ほど，2番さんのお話の中で，供述調書とか捜査報告書の取り調べの関係で画面を見たり，話を聞いたりであまり伝わってこなかったということをおっしゃっていたと思うんですが，画面があるのとないの，ちょっと表現が難しいんですが，ある報告書に全く画面に出てくるようなものがないほうがいいのか，それとも何か時々出てきたりして，あっちだこっちだする方が，何か差しさわりがあるというか，その辺をちょっと教えていただければと思います。

**裁判員経験者 2**：正直，強制わいせつですので難しいと思います。私らに伝えるためには物も見せないといけないですし，そういう表現できない言葉，公表できない言葉も説明をしないといけないのはやっぱりディスプレイで出さざるを得ないところがあると思います。どちらかというところと，例えばディスプレイだけでやってくださいとかいったらディスプレイに集中はできるんですけども，内容を途中までしゃべって，途中からディスプレイ見てください，ディスプレイ終わったらまた説明，しゃべりますと。いろいろ集中するところが変わってくるというところと，ちょっと今度，こっち聞かなあかんのか，こっち聞かなあかんのか，経験がないので，そういう戸惑いというところか，切りかえができづらくて，結局，伝わりがうまいこといかなないかなと思います。だから，できるのであれば，例えばディスプレイでやるとか，可能かどうかかわからないですけども，別の場所で僕らだけ言葉で全部聞くとかいうのを，そのときに何かできる方法がほかにあればなというふうに思いました。

**難波検察官**：例えば画面なりで見る，見ながら朗読，単に言っているだけではな

くて、何かしら画面に出ているような状況で進めていく。画面を見ながら聞いていただくというような形というのはどんな印象でしょうか。

**裁判員経験者 2**：出てくる画面が写真とかだけであればいいんですけども、文章も出てきますので、文章も読みながら、また写真も出てくる、文章も出てくるという。言葉も頭で、耳で聞くというところがちょっとばたばたしたかなというイメージです。

**司会者**：今おっしゃったのは、性犯罪なので被害の生々しいところは法廷でも声を上げて読まずに裁判員の方々がモニターの調書の文章をそのまま読めるようにして、そういう形の立証が行われたと、そういうことですね。

**長井裁判官**：恐らく今の検察官の御質問は性犯罪なのでディスプレイで示さなきゃいけないのはこれ仕方がない部分があるんですけども、写真を全部カットしちゃったらもう少しましになるでしょう。写真を全部カットしちゃって、文章だけで最初から最後までいくのと、面倒くさいけど、写真がちらちらと混じっているのとどっちがましでしょうと、こういう御質問だったと思いますが、その点どうでしょう。

**裁判員経験者 2**：そうですね。文章だけだと文章を読むということに集中できると思います。画面に出てくるのは写真だけ、文章は全部頭で聞くのやったらまだましやと思います。文章も写真も両方出てくるところがちょっと大変やったかなというところです。

**司会者**：4番さん、どうぞ。

**裁判員経験者 4**：話がそれるかもしれないんですけど、私がそのときに感じたことは、ディスプレイをずっと見るのはわかりやすいんですけども、そのときに、これ量刑を評議するときに、こういうのが素人なのかもしれないんですけども、検察の方、弁護人の方が質問されてるとき、犯人の顔を見たいんですよね。どういう顔で受け答えするか、本当に悪いことをしておられてこうだというときに、そのときにはいと言ふときの顔を確認したいというか、じっとディスプレイだけ見ていると、その顔が見えないというか。だから、その文章だけ

で考えればいいんだということであればそうなんですけど、一応、裁判員のその公判で犯人の方の、被告人の顔を見て、いろんなことで総合的に考えたいなと思ったので、こう目があちこちになるので、検察の方は文章だけでずうっといっておられたので、とても表情をじっと見ながら確認できたので、私はあまり、わかりやすいんですけど、じいっとそこばかり見てしまうことになるのでどうかと、今思い出しました。

**司会者：**被告人質問でも被告人の顔をきちんと見て、実際に目の前でしゃべる人の話を聞いて、表情とかも見ていろいろ判断をしたいということでしょうか。

**陳弁護士：**1番の方にお聞きしたいんですけども、1番の方は鑑定人が証人として来られた事案だと思いますが、この感想をお聞きしたいと思います。

**裁判員経験者1：**明快に答えを出されていて、鑑定結果を説明していただいて、よく理解できました。

**陳弁護士：**精神科医の方だったんですか。

**裁判員経験者1：**そうですね。

**陳弁護士：**心神耗弱を検察官も弁護人も争っていない、心神耗弱ですという前提の事案だったかと思いますが、その心神耗弱というのがどういうものかとか、あるいは心神耗弱であったらどうすべきかということについては理解ができましたか。

**裁判員経験者1：**心神耗弱とか、そういう説明はしていただきましたので理解できました。

**陳弁護士：**それは誰からの説明で理解できたんですか。

**裁判員経験者1：**何か書類で、何かあったと思います。裁判の中で裁判長のほうから、こういうことですよという説明は頂戴しました。

**陳弁護士：**じゃあ、裁判所からもらった書類であったり、裁判官からの説明で理解ができたということですか。

**裁判員経験者1：**そうです。

**陳弁護士：**冒頭陳述の段階ではいかがでしたか。

**裁判員経験者 1**：その精神科医の方の説明ですね。

**陳弁護士**：裁判の初めに検察官と弁護人がそれぞれこの事件はこういう事件です  
ということの説明があると思うんですけども、その段階でこの事件  
は心神耗弱の人がやった事件なんだということは御理解できたでしょうか。

**裁判員経験者 1**：何か書類で精神科医の先生の説明文書なんか、確かあったはず  
なんです。それでまた法廷で証人として御発言いただいて、中身はわかった  
というふうに理解しています。

### ウ 論告，弁論について

**司会者**：それでは、休憩の前に論告弁論というところまでちょっとやってしま  
いたいと思うんですが、要するに、証拠調べが終わって、量刑を評議で決めなき  
ゃいけないわけですけども、その前に、どういう点を量刑をする上で重視し  
てもらいたいかということを検察官は論告で、弁護人は弁論でそれぞれ主張を  
されたと思うんですよね。お手元にあると思いますけれども、端的に言ってわ  
かりやすかったのかどうかという点、内容面、それから書面の形式、あるいは  
その述べ方、やり方、もっとこうしたらいいんじゃないかとか、あるいはこう  
いうふうなやり方で非常にいいと思った。どこを重視すべきかというポイント  
がよくわかったのかどうか。このあたりですね。論告弁論についての御感想、  
御意見を伺いたいと思います。

では一通りまた伺いましょうか。3番さん、いかがですか。

**裁判員経験者 3**：これについても私は的確に示されて、我々素人といったらおか  
しいんですけども、裁判員にもよくわかった上での説明をいただいたので十分  
理解できて、ええ判断をするための材料にはなると、このように確信はしま  
した。

**司会者**：それは検察官の論告も弁護人の弁論もどちらも特に変わりなく非常に頭  
にすんと入ったと、そういうことでしょうか。

**裁判員経験者 3**：どっちかというところ、6対4で、4が弁護人さんの、6のほうが

十分上回つとると、ちょっと表現おかしいかわかりませんが、そんな感じしました。いずれにしてもはっきりと判断基準ができる材料がよく理解できたということでございます。

**司会者：**じゃあ、4番さんはいかがですか。

**裁判員経験者4：**非常に近しかったんです、求刑が。1年しか枠がなかったんです。だから、あれと思ったんです。だから、検察のときおっしゃったんですけども、そのときに瞬時に、例えば10年としたら、9年、1年しか変わらない。それをちょっとやめて、求刑だけをちょっと下げと言おうとか、そういう機転が。というのは失礼なんですけども、そういう印象があったので、そう感じました。

**司会者：**4番さんの事件は検察官が求刑をして、弁護人もこれこれの刑が相当であるということを弁論の最後に述べただけけれども、その検察官の求刑と弁護人の参考の量刑に対する何年という意見がかなり接近していたと、そういうケースなんですね。それをどういふふうにお感じになったかということですね。

**裁判員経験者4：**そうです。はい。

**司会者：**戸惑いがあったということですか。

**裁判員経験者4：**ええ、まあ。弁護人の方は少しでも被告人の方が反省しているということを前提に、少しでも刑を緩くして社会復帰の道へというふうにおっしゃっておられたんですけども、その割には検察の求刑と1年しか違っていませんでしたので、えっと思ったんですよ。少しでも人情的には低く設定するべきなのに、1年しか違わなかったのだからちょっとびっくりしたのはあります。

**司会者：**そうでしたら、5番さんは論告弁論についていかがでしょうか。

**裁判員経験者5：**内容の前に、社会の皆さんを恐怖に陥れるような部分がありましたので、テレビとかそういうので放送された事件でしたので、求刑とか、そういうものの年数を出されておられましたけども、私はそういうものを背景にもっと長くあるべきだという頭が当初ございました。で、この量刑事情とか、いろんな説明がなされましたけど、それについては全部的確にきちんと説明さ

れておられました。ただ、量刑を決める求刑をされるのに、私はもっと長くあるべきだと思っていたんですけども、それは先ほども、当初申しあげましたけども、公平性とか、あるいはこの事件のやったことに対して求刑をするということですか、そういう観点からいくと、最後には妥当なことかなという感じを受けました。結局、導かれたなという気持ちは今では持っております。

**司会者：**検察官の論告はその刑を決める上で重視すべき事情を的確に述べてあったように思われるということですかね。

**裁判員経験者 5：**そうですね。

**司会者：**最終的な量刑の部分についてはまた後ほど評議のところでも伺いますが、弁論についてはどんな御感想ですか。

**裁判員経験者 5：**弁護人のほうははっきり申しあげまして、もうその弁護する余地がないというか、本人も認めているし、全てそろっていましたから、ちょっとでも緩くしてくださいというような感じの弁論の仕方だったように思いますけど。

**司会者：**で、緩くしてほしいというふうに訴える弁護人の、その上ではこういうところがあるんだからと訴えているわけですね。それは心に響いたかどうかですね。

**裁判員経験者 5：**そこなんですけど、今申しましたように、もう全部そろっているので、本人も反省しているから、ちょっとでも緩くしてくれませんかとお願いのような弁護の仕方になっていたように思うんですけども。

**司会者：**ありがとうございます。

それでは、1番さんは論告弁論についてはいかがですかね。

**裁判員経験者 1：**弁護士さんの話はもう少し事件の背景、心神耗弱というようなことはあるけれども、その辺のことをもっともっと掘り下げて、それから御自身の家族の関係とか、それから旦那さんの接触度合いというか、旦那さんの家族との、両親をですね。事件の起こる前の晩に、あれは御主人のお母さんが何かケーキか何か持ってきたんだったですかね。何かそういう状態で、それで気

づかないというか、もっともっと普段の接触度合いがあれば、過去にそういう自殺未遂もやっているし、いろんなことで、PTAとかなんとかで悩んでいるん違うかというようなことを、普段からの風通しがよければ事件は未然に防げるというか、あんな残酷な最後を見るようなことはなかったんじゃないかという気がしますので、そういった面を掘り下げて、被告人が自分の大事な娘を心臓の音がとまるまで確認した上で自分自身も自殺を図ると。それに至ったもっともっと深い裏の、罹患されてから10年近くたっているわけですから、その辺をもっともっと詳しく分析してそれを擁護するというか、そういう何か迫力が、弁護士さん、悪いけども、私が先ほど申し上げたように、最終日でほかの裁判員裁判の弁護士さんの話を聞いていたら、ばばあんと初めからびっくりするような話の展開というか、されていたので、やっぱり弁護士さんによって大分違うんだなという感じは受けたです。

**司会者：**今おっしゃったのは、要するに、事件の背景とか、この被告人は心神耗弱状態の被告人ですよね。そういう背景というか、病的な背景の部分をもうちよっと弁護人として掘り下げてもらったらよかったかなという御意見ですね。

**裁判員経験者1：**自分の家族、自分の実家のほうと、それから旦那さんの実家のほうとのコンタクトの度合い、そういったところを、何か車でずっと来れるようなことは聞いてますけれども、日ごろのつき合いの度合いというか、プライバシーがどうのこうのあるけれども、自分の娘の家族がどうなっている、やっぱり心配なのである程度プライバシーも乗り越えてやる必要があったんじゃないかという気がしますので。

**司会者：**2番さん、いかがですか、論告弁論ですね。

**裁判員経験者2：**検察官の方の論告では書面1枚で全て、これで全てわかる、わかりやすい状態になっておりましたので、これを全て見たらわかるので問題はなかったんですけど、私らの中で気になっていたのは、弁護士さん側の書類、先ほどのものと一緒で、こちらも文章ばかりの書面でした。争わないという趣旨でしたので、最初からどれぐらいの刑になるかということはもう決めてくだ

さいということで、弁護士さんのほうからどれぐらいかという話もなく、こういう状況なので、できるだけ反省していますので軽くしてくださいという文言が書かれていたんですけども、ちょっとここでしゃべる内容と違うかもしれませんが、その過程の中でなかなか反省されている状況が伝わってこない。もう何か弁護士さんとしゃべる内容をあらかじめ決めておられるみたいで、それについてしゃべっているような、話をされているような状況で、家族の方の話もあったんですけども、家族の方も何か決められたようなことをしゃべっている感じでして、この文章のそのことを書いているだけということで、なかなか伝わってこない。まあ、わかりやすいこの検察官側の書面で僕らは判断できないのかな。わかりやすいというので、これも先ほどと同じようにちょっと偏った意見をメインにして考えないといけなくなるのかなというところがちょっとありました。

**司会者：**ありがとうございます。

じゃあ、ここで法曹三者から審理の締めくくり、論告弁論について何か御質問はありますか。

**陳弁護士：**また1番の方で恐縮なんですけど、もっと事件のことを掘り下げて知りたかったという御感想をおっしゃられましたけれども、例えばそれをどういう情報が欲しかったか。例えば被告人質問をもっと長い時間聞きたかったとか、あるいはこの人の話を聞きたかったとか、そういうのがあれば。あるいは鑑定人からの説明をもっと詳しく聞きたかったとか、具体的にこうしてほしかったなということがあれば教えてください。

**裁判員経験者1：**公判前整理の段階で家族のつき合い度合いを調べていただいて、それを表に出していただいて、被告人にはこういう事情があって、普段のつき合い度合いは、さっき娘さんのお父さんが法廷で証言されたように、今回の事件があるまで、以前に自分が、娘が自殺未遂をしていて、たまたまそのとき御主人が横にいらしたので、それを防げた、そういう自殺未遂が過去にあったということを今回事件が起きて初めて知りましたという話なんですね。だから、



本来ならごく近くに多分いらっしゃるんだと思いますけど、車で来れるようなね。だから、そういった被告人が何でもかんでも自分が一生懸命やったらいいという感じで、全てをひっかまえて家を支えてきたと。けども、それにはやっぱり限界があるし、いろいろPTAの中でも一生懸命やったんだけどそれを理解してもらえないとか、そういう今回の事件が起こる背景、特にこういうメンタルな面の分だから、その辺の家庭環境というか、日ごろの親子の付き合い度合いとか、そういったところ、細かいところを掘り下げて、いや、実はこんな環境で、把握した上で、それを、弁護の材料にもっと前面に出していただいたらよかったんちゃうかなという気がします。

**司会者：** 検察官と裁判所からは何かありますか。

**難波検察官：** 5番の方、先ほど論告の求刑というか、論告に対して妥当なところとか、導かれたというような趣旨のことをおっしゃっていたと思うんですが、具体的にどういうところが導かれた、説得力があるから、そうなるんだと思うんですが、どういうところだったんでしょうか。

**裁判員経験者5：** もう一度申し上げますと、私は社会の方を恐怖に陥れられた事件であったので、テレビでも大々的に出た事件でしたので、これは恐怖に陥れられたという、これはもっと、求刑よりももっと重くあるべきだと最初から思っていたんです。ところが、よくお話をお聞きしていると、その被告人に前科がものすごくあったわけです。たしか8つか9つかあったんです。まず、それが頭に入っていたんだと思うんですよね。その前科がこんな男を許してはいけないという、まず頭にもうなっていたんですよ、きっと。それで、あるとき本人がやったことに対して刑を科すんですよとおっしゃったわけです。そのときはと思ったんです。何をはと思ったかといいますと、前科が8犯、9犯、10犯あったとしますと、これは悪い男やと、先に思ってしまっているわけです。そうなのかもしれないんですけども、そんな男を許してはいけないんだけど、刑を科すのはそのやったことに対してだけ刑を科すんですよと言われてはと思った。それは事に対して刑を科すということを気づかされたなと思っ

て、公平性の話もいろいろしていただいておさまったわけですけども、要するに、そういう段階を全て裁判官の方々がきちんと判決の仕方というんですか、そういうことも順を追ってちゃんともう頭の中に入れておられるんだなあと。それと公平性の話もありましたけども、公平性はこの件に対しては大体これぐらい。大体といたら、ちょっと乱暴なのかもしれませんが、そういうのがあるような感じも受けておりました。判例ですか。判例で何年、今までは何年というのがあるようなお話があったような気がするんですけど。その辺を考えますと、まず一番元に戻りますけども、事に対して。だから、過去やったことを全部、たくさんやっているからこいつは悪いやっちゃと、坊主憎けりゃけさまで憎い、これではいけないなあと気づかされたなあとという気がしたと、そういうお話なんですけど。

**長井裁判官：**今のお話、ちょっと質問させていただきたいんですが、今の話は裁判官がそういうふうに御説明申し上げたので納得なさったと、こういうお話ですよね。

**裁判員経験者5：**そうです。

**長井裁判官：**検察官、弁護人はそういう納得を裁判官の説明でしていただくんじゃなくて、検察官が説得する、弁護人が説得する、そういう形で納得していただきたいと、恐らく検察官、弁護人はそうお考えだと思っんですよ。ですから、論告弁論というのは大事だというふうに検察官、弁護人はお考え。つまり、論告を聞かれて、ああ、なるほどそういう悪いやつだから、こういう重い刑なんだ。弁護人の弁論を聞かれて、ああ、なるほど事に対して判断を、刑を決めなきゃいけないんだから、検察官が言うように、そんな悪いやつだから重くしちゃいけないんだと、こういうふうに納得していただきたい、こう思っているんだと思っんですね。そこで、質問したいのは、現実に経験なさって、論告弁論がそうなっているのか。今おっしゃったのはちょっと私が聞き方が悪いのかもしれませんが、ひょっとすると論告弁論では全然そういうふうには納得できなかった。後で裁判官に説明を受けて初めて納得した。そういうことになっ

てしまっているのか。そこをちょっとお聞きしたいなと思うんですけど、どうでしょう。

**裁判員経験者 5**：非常に今思い浮かべると難しいんですけども、論告弁論の内容は恐らく完璧だったと思います。完璧に近いと思います。だから、私、もう一度元へ戻りますけど、私の中で前科が 8 犯、9 犯、10 犯あったと、そのときに私が思ったんだと思います。こいつは悪いやっちゃと、そういうふうに、今考えれば思います。

**司会者**：ありがとうございました。

### (3) 自白事件の評議のあり方について

**司会者**：先ほど量刑について、5 番さんからやったことが一番大事であるという裁判官の説明が非常に頭にすんと入ったというお話と、それからその刑の公平ということで、判例とおっしゃいましたけれども、恐らく量刑の資料を示されたということだと思うんですよね。これからその論告弁論を経た後の評議ということについてちょっと伺っていきたいと思いますけれども、まず、裁判官から刑を決める上でこういうふうに考えてくださいという説明があったと思うんですけども、何よりも犯罪そのものを重視するという必要があるという説明があったと思いますが、その説明を聞かれて、5 番さんはよくわかれたということですけども、ほかの方々はいかがだったですかね。

それから、あわせて、その量刑のグラフが示されたと思いますけれども、それは量刑を判断する上でどの程度役に立ったか、そのあたりあわせて伺いたいと思います。

まず、4 番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：グラフもお見せしてもらったと思いますし、裁判官の方から大体こういう自白で、殺人のこういうケースは大体何年から何年ぐらいが比較的多いですというお話を聞いて、よく参考に、暗やみの中、私はさまよう感じなので、参考になったと思います、決める上で。

**司会者：**刑を決める上ではその犯罪自体の重さというのが非常に重要なんだというふうな説明があったと思うんですけども、そのあたりの説明については聞かれてどういうふうに思われましたか。その説明がわかりやすかったかどうか。

**裁判員経験者 4：**わかりやすかったところもありますし、普段考えている印象としては、テレビで見ていると、大体何年とかというのが出てきますよね。だから、大体合ってるというか、感覚的に納得できるところでしたし。そんなに、それはないんじゃないのということではなく、何か一つのランクがわかって、まあ、そこから評議をしながら、じゃあ、大体このぐらいの年数の中で飛び越えるぐらい悪いケースなのか、どうなのか、ちょっと猶予を考えなきゃいけないのかとかいうところの枠が大体決まったので、素人としてはわかりやすかった印象なんですけど。

**司会者：**3番さんはいかがですかね。裁判官からの刑を決める上では犯罪そのものを一番重視しなきゃいけないというふうな説明があったと思うんですけども、そのあたりのこととか、それから量刑のデータ、示されたデータについて、それがどんなふうに刑を決める上で役に立ったかとか、そのあたりいかがですかね。

**裁判員経験者 3：**私がさせていただいた裁判長さんは、超ベテランというか、私の感じでは、本当に我々素人にでも納得できるようなことから、周囲から堀を埋められて、心のほぐしから始まって、この量刑に関してですよ。そして事実に基づくデータでもって説明していただいたと。本当にわかりやすかった。だから、初め、え、私が量刑決める、1人で決めなくても、何分の1かの意見が入るわけでしょう、私の意見が。前の晩は恐ろしいなと、そんなことを考えたんですけども、明るる日になって、裁判長さんの経験豊富なお人柄というか、あるいはまた事実に基づくデータで示されて、そして導いていかれたということについては、本当にお世辞抜きですばらしい裁判長さんやったん違うかなと。また両サイドの裁判官の方についても、お若いんですけども、今までの自分の御経験やら、それ以外のときにお話なさって、それが本当に我々の

中に入って、ええ判断ができた基準になったん違うかなと、こんな感じがいたしましたね。

**司会者：**量刑を決める評議を行う際に、特に難しいというふうを感じるようなことはなかったということでしょうか。

**裁判員経験者3：**だから、今言いましたように、前の晩は私みたいなこんな人間が人さんの人生左右するようなことを決めるわけでしょう。10分の1の意見が何か知りまへんで、ぶっちゃけて言や、怖いすわな。失礼やけど、裁判長さんや裁判官の皆さんはお慣れになっとるから。お慣れ、ちょっと表現悪うございますけど。我々は初めての経験、本当に怖いんですよ。人さんの、おまえ5年や8年やいうて、決めることは。それが前の晩怖かった。そやけども、明るる日の、その最後のあれで、裁判長がきっちりと、我々素人にわかるような御説明と、事実に基づくデータの数字でもって、過去の判例はこうやとか、説得というか、納得できるように示されたということはすばらしかったなと、こういうことです。

**司会者：**2番さんはいかがですか。

**裁判員経験者2：**弁護士さんのほうからは特に何年という話も何もありませんでしたので、検察官のほうの示された刑が基準になるのかなとは思っていたんですけども、事前には裁判官、裁判長さんから、この事件ではこれぐらいですという、データ、書面で見せてもらいまして、グラフみたいなものを見せてもらいまして、これぐらいで決めないかのかなというのを一つ思ったんですが、確かに強制わいせつですけども、大体範囲というのが決まっているみたいで、それを越えて、やっぱり何回もやっている。ただ、事実として拳がっているのは3件ですけども、前科があるかないかというのは、ここに載っていないので、それについては含めないでくださいという話がありましたので、ここに載っていることだけで判断してくださいということだったので、判断しないといけないんですけども。結果的には裁判長さんの説明を聞いて、その枠内にはおさまったんですけども、決める上で、先ほどもおっしゃっていましたが、

決めるとするのは人の人生を決めることで難しいなあというところが正直な気持ちありましたけど、どちらかといえば、被害者の方の感情が入りやすいというところがありますので、どうしても悪いことしている者に対してというところは感情的には入りやすかった内容の事件ですので、そういうところでやっぱりどうしてもそっち側に傾く考え方がずっと残っていたような気がします。

**司会者：**1番さんはいかがですかね。量刑を決める上での裁判官の説明であるとか、あるいはその示された量刑データについて御意見とか御感想ですね。

**裁判員経験者1：**裁判長のほうからいろいろほかの事例とか、そういう説明を頂戴してもらって、それなりの説得力といいますか、妥当なところで終わったん違うかなと思いますけど。そして、弁護側と検察のほうも両者控訴することがなかったと、これでよかったん違うかなという気がしております。

**司会者：**ありがとうございました。

じゃあ、5番さん。

**裁判員経験者5：**非常に時間が足りないほど白熱した評議だったんですけども、結果的に、判例を飛び越えてはいけないのかというような話もありまして、いや、判例というのは時代とともにとおっしゃったんですかね、変わっていくものですよというような話もありまして、結局はしかしながら、熟慮すれば落ちるところに落ちるんだなという感じを受けました。

**長井裁判官：**今日は今後の裁判員裁判をよりよいものにしていくために、私ども自身がこれまでやってきたことを反省して改善していくところはないかと考えることも一つの目的の会ですので、辛口の御意見、もしおありでしたら、遠慮なく言っていただきたいと思うんですけれども。

私のほうからお聞きしたいのは、裁判長の司会については大分先ほどから好評な、評価の高い御意見が続いているんですけれども、あえてそこをお聞きしたいのは公平に司会をしているように見えて、だけど実は裁判長、自分の考えに皆さんをちょっと誘導していくというようなところはありませんでしたでしょうか。あるいはそのときはそんな気しなかったんだけど、終わってずっとた

ってから思い出してみたら、ああ、裁判長にしてやられたなみたいな、そんな部分はお感じになったところはありませんでしょうか、という質問です。

**裁判員経験者3**：私を感じましたのは、私もちょっと意地悪い人間やから、今おっしゃったことを最初に考えとったわけです、ここの裁判所に来るときに。ところが、先ほど申し上げたように、そういうそぶりというか、全くなかったです、後で考えても。裁判長さんが持っていかれたこと、私らの中での。全くそれは、御心配なかったと、御心配要らんと思います。そんな裏表のあるような裁判長じゃなかったです。断言できます。

**司会者**：ほかの方々はいかがですか。特にしてやられたというような、そう思われた方はいらっしゃらないでしょうか。

**長井裁判官**：私の質問の趣旨からしますと、抽象的に、してやられた、こういうお返事ではなくて、こうこうこういうところの持っていき方がちょっと誘導的じゃないかとか、そういう具体的な御指摘があれば反省材料になると思ったことなので。

**裁判員経験者5**：結局は手法を持ってしてやられたという感じはなきにしもあらずかもしれないんです、今言われますと。しかし、それで、どう言うんですかね、その判決が、裁判がおさまるところにおさまって、なおかつ不公平にならないことになっているんじゃないんですか。

**長井裁判官**：なるほど。裁判長としては、皆さんに従っていただくべき法律の考え方を説明する部分と、それと9人で議論して意見を戦わせる部分と、はっきり区別をつけなきゃいけないわけです。御説明の部分はおっしゃるように、落ちつくべきところに落ちつくのは説明がちゃんときちんとしていたからだ、こういうふうにして評価していただければそれでもう全くいいです。結論としての数字とか、執行猶予か実刑かとか、そういうところが実は裁判長に誘導されたなあというふうに感じることはないかと、こういうことでございますが、その点からいえば、特になかったというふうには理解してよろしいんでしょうか。

**裁判員経験者5**：そうです。それで、この裁判員制度がうまくいってるんじゃない

いかなど。してやられたりということはなきにしもあらずにしても、それでうまくいってるんじゃないかなというふうに感じます。

#### (4) 守秘義務についての感想や意見

**司会者：**そうしましたら，2つ目のテーマについて一言ずつ伺いたいんですけれども，守秘義務について負担に感じておられるかどうか。それから，その守秘義務があることについてのお考えを一言ずつ伺いたいと思います。じゃあ，順番に，1番さんからいかがですか。

**裁判員経験者1：**特にこれはしゃべっていかんというようなことはないので，細かいことは全部忘れておりますので，しゃべりようがございません。

**司会者：**2番さん，お願いします。

**裁判員経験者2：**裁判員として行っている間，4日間ぐらいやったと思うんですけど，この間は非常につらかったですね。何をしゃべっていいの，何をしゃべったらいけないの。家に帰っても嫁さんと，子供は小さいのであれですけども，気になるんですよね，家族は。でも，どこまで話していいのか。事前に裁判長さんから，ここらぐらい，こういうことはしゃべってはいけませんという明確な基準は説明をいただいているんですが，会社へ行っても，家へ帰っても気になるんでしょうね。やっぱり，どうしても，どこをどう聞きたい，私もどこまで話していいのかというのが非常に難しかった。これは今でも僕は引きずっているかなという気がします。何かしゃべって，ちょっとは何か参考に，経験者として何か言うのもいいのかなと思うんですけども，そのときにちょっと難しいかなど，今までも悩むところはあります。

**司会者：**限界がどのあたりかというのが少しわかりにくいということですかね。

3番さんはいかがでしょう。守秘義務について一言お願いします。

**裁判員経験者3：**私はこんな性格ですから，正直言うて全く気にしておりません。だからくだらんことを家内にしゃべるとか，友達にしゃべるとか一切なしで，晴耕雨読の生活をしていますから，全く変化ないです。



**司会者：**4番さん，いかがですか。

**裁判員経験者4：**私のほうもやっぱり裁判員に選ばれたということはみんな知っていますから，家中，親戚中，それこそみんなから聞かれるんですね。どうだった，どうだった，どんな感じだった，どんな雰囲気だったとか，事細かに聞かれる。そういう裁判員の運びはしゃべりますけど，この事件についてはある人がある人がというような形で，全く場所も特定，こういうふうな感じだったんだけどもというのはしゃべりましたし，そこら辺の守秘義務というところが，そのぐらいは庶民感覚でいえば許されるのではないかなというので，そういうふうに思っていますから。

**司会者：**5番さんはいかがですか。

**裁判員経験者5：**法廷は公開であって，守秘義務でないとおっしゃられましたので，別に何も問題となるところはございませんでした。それから，4番さんの方に比べまして，私には誰も聞いてくれません。寂しい思いをしております。

**司会者：**ありがとうございます。

### 3 裁判員裁判に携わる検察官，弁護士及び裁判官に望むこと，助言等

**司会者：**それでは，またちょっと駆け足で申しわけございませんが，今後の裁判員裁判に携わる検察官，弁護士，裁判所，裁判官に望まれること，助言等ありましたら，また一言ずつ伺いたいと思います。

また1番さんからお願いします。

**裁判員経験者1：**当初はやはりどう言うのか，一番初めにお話ししたように，裁判所いうたらものすごく厳格なところで，もう非常に堅苦しいというか，我々庶民が足を運べるようなところと違うというような感じでしたけれども，やはり裁判官の人，それから裁判長の人柄に，ものすごくひかれて，そしてまたいろいろ裁判についても勉強になったし，日常の新聞とかテレビなんかでも報道されていた，ああ，これはこうやとか，そういう関心がわくといいですか，話はすごい進んでいく感じはしました。だから非常に開かれた裁判所というイ

メージを深くしました。

**司会者：**2番さん，お願いします。

**裁判員経験者2：**裁判官の方はとても丁寧に説明いただいて，内容から全て丁寧に丁寧に説明いただいたので非常にわかりやすくてよかったです。私の受けた裁判が特別こうなのかもしれないんですけど，弁護人の方が，何も争われないということで，もう特に主張もされずに，法廷でもあまり語られずに終わっていったというので，ちょっとものすごく検察の意見ばかりを聞いている，終始そういう状態で流れていきましたので，争わない，本人は反省しているので今後はというところは文章には書いてあるんですけども，もうちょっとそういうところをもっと伝えていただいて，今こういう状態でというのをもっと私らにも伝わるようなところが欲しかったなというところは思いました。

**司会者：**3番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者3：**1番の方もおっしゃったように，今まで携わるまでは裁判所というところは私なんかにはもう一切，そんな感じでありましたから，この5日間通わせていただいて，裁判長以下，裁判官に触れさせていただいて，全然イメージが変わったと，敷居が低くなったと，私の個人の意見がまず1つ。

2つ目，決して責めるつもりはないんですが，たまたま私が触れさせていただいた弁護人のレベルと検察官のレベルの資料，差があり過ぎた。だから，せめてもうちょっと，弁護人が悪いとは言うてませんよ。いろんなレベルがありますからあれでしょうけども，たまたまでしょうけども，もうちょっと検察官のレベルに近いような資料が出てきたらいいのかなと。

**司会者：**4番さんはいかがでしょう。

**裁判員経験者4：**先ほど裁判官の方から誘導という話がありましたけども，私は逆に裁判員の人たち，いろいろ質問されてもそれにちゃんと的確に答えずに，ある程度自分の言いたいことを言うというのもあると思うんですね。それを裁判官の方が否定せずに，そうですね，そういうことですねというふうに，そういうこともありますねと，全ての方にされたんですね。すごいなと思ひまして。

そして、もう1人の裁判官の方が休憩時間、休憩されているんですけど、常に部屋で休憩されているというか、絶対皆さんと会話をしながら、緊張をほぐすように、ほぐすようにしていただいた。そういう努力がすごい感動しまして、逆に、プロの方に失礼なんですけど、私が素人なんですけど、そこまで心配するあれはないんでしょうけども、逆に裁判官の心のケアというか、すごいストレスをお持ちなんじゃないかな。全てを受けとめて、全てそうですね、そうですねという、何かそういうのを見ていると、そこを逆に心配しましたね。本当に裁判官の方ってすごいタフな方だになって、プロなんだなって感動して帰ったというか、本当に勉強になった裁判員でした。ありがとうございます。

**司会者：**最後に5番さんはいかがでしたか。

**裁判員経験者5：**当初、裁判所から封書が来まして、どきっといたしまして、中を開くと裁判員の案内というんですか、そういうものが来てまして、やったと思いました、やってみたかったと。そして、こちらへお邪魔して、先ほどもお話しございましたけど、朝から晩まで食事と一緒にして、休憩も一緒にして、非常に人生経験が上がったというか、そういう気持ちを持っております。ありがとうございました。

#### 4 法曹三者の感想

**司会者：**それでは、法曹三者の皆さんから一言ずつ、本日のこの意見交換会についての感想等ございましたらお願いします。まずは検察官から。

**難波検察官：**今日はいろいろと忌憚のない意見、感想をいただきまして、本当にありがとうございました。今後、今日いただいた意見をきちんと受けとめて、わかりやすい主張立証を心がけようと思っております。ありがとうございました。

**司会者：**弁護士さんからいかがですか。

**陳弁護士：**今日はありがとうございました。もっといろいろ質問したいこともたくさんあったんですけども、全部聞けなかったです。もっと研さんを積まな

いといけないなと反省しております。頑張りますので、よろしくをお願いします。

**司会者：**裁判官からお願いします。

**長井裁判官：**本日は本当にお忙しい中を裁判所までお越しただいて、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。私のほうからすると、何かおほめの言葉ばかりで、これでいいのかという思いで今日の会を聞いておりましたけれども、皆さんのお話を踏まえて、決してこれでいいんだと思わずに、改善、よりよい裁判員制度に向けて頑張っていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

## 5 記者からの質疑等

**司会者：**それでは、最後にマスコミの方から質問があればお願いしたんですが。

**記者：**今日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

市民感覚とのずれという観点から、弁護士の方とか検察官の方が今回有利な事情とか不利な事情、被告人にとってということを評議の中とかで話し合われたと思うんですけども、その中での違和感を、これが本当に有利な事情なのかな、これ、本当に不利な事情なのかなというところで違和感を感じられる部分があったかどうかということちょっと伺いたいんですが、ちょっと時間もないので、ピンポイントで伺えたらと思うのですが、3番さんは何か被告人の御家族が100万円被害弁償するとかというようなケースだと思うんですけども、お金のあるなしで被告人の量刑が変わるとかいうことに、いろんな考えってあると思うんですけど、どういうふうにとめられたかなと。

**裁判員経験者3：**正直言いますと、お金を出して、人を殺しといて、いや、ごめんなさい、傷害致死なんですけども、素人からしたら殺人や思うんですね。それで要領よく100万円をぱっと渡される、弁護士さんのアドバイスや思うんですけどね。それで量刑がちょっとでもいうことについてはちょっとひっかかりましたね。こんな答えでいいですか。

**記者：**なぜそうかなというのは何となく、例えば弁護側から説明されて、なるほ

どなとかと思う部分があったとか。

**裁判員経験者3**：なるほどとは思わなかったですね。結果的に亡くなっとなるわけでしょう、私の担当させていただいたのは。亡くなったんだけど、亡くなっているのに、お金でね、ちょっとこう、それちょっと裁判長さん、何とかお願いしますいうところが、今までの裁判のそういうことはわかりませんから、素人ですから、全く。え、何でこれで、ちょっとでも、えっとこんな気持ちありましたね、

**記者**：ありがとうございます。

あと1番さんは障害とか生い立ちの話在先ほどされていたと思うんですけども、つい最近、障害を理由に量刑が重くなったりとかいう例もあったんですけども、どのように受けとめられたか。

**裁判員経験者1**：私、担当させていただいた事例はもう十何年、罹患されて、長いんですね、ああいうの、波があつてね。だからそれがもっと、まあ正気のさたではないですわね、自分の娘を、一番最愛の娘を殺して自分も自殺するという、そこに至った経緯があると思うんですね。それと先ほども言った、家族とのきずな、両方の旦那さんのほうの家族、自分の実家との家族、それがもっともっと頻繁に行き来があれば、娘の家庭がちょっとおかしいとか、それで旦那さんが長期出張です、遠方へ行っていると。あなたどうしてんのやという話があれば、救えることができたん違うかという気がするんですわ。だから、あれは今の現代社会の中のきずなが薄れているというか、そういう一つの一例だと私は思うんですね。そんなところです。

**司会者**：本日は皆さん方には長い時間、率直な御意見を伺いまして、大変どうもありがとうございました。今日伺いましたいろいろな御意見を踏まえて、今後、またよりよい裁判員制度を目指して、我々裁判所、それから検察官、弁護士、いずれも努力を重ねていきたいと思っておりますので、今後とも何とぞどうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上